

電話勧誘販売のトラブル

相談事例

「創業50周年記念でお得意様に電話しています。カニやサケなどの海産物がお買得になっていますがいかがですか」という電話があり、過去に注文したことのある業者と勘違いしてカニを注文した。代金と引き換えに商品を受け取ったが、知らない業者だった。カニは身が入っておらず、値段に見合わないものだったので、業者に苦情の電話をかけたがつながらなかった。



【解説】

- ・「お得意様」などと言って、過去に注文した業者を装っていますが、電話帳や何かの名簿を見て電話している可能性があります。業者の話をうのみにせず、信頼できる業者か、しっかりと確認しましょう。
- ・相談事例のような電話勧誘販売では、契約書を受け取ってから8日間以内であれば、クーリング・オフ（無条件解除）ができます。しかし、電話が通じない場合は、支払った代金が返金されない恐れがあります。また、食べてしまった場合は、相応の代金を支払う必要がありますので、注意しましょう。
- ・電話では、現物やパンフレットなどで商品を確認することができません。不要な場合は、きっぱりと断りましょう。